

第23期第5回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日時 令和7年12月8日（月） 14：00～

2 場所 漁業調整委員会室（福岡県庁4階）

3 議題

（1）福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

資料1

（2）特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

資料2

（3）令和8年上期土石採取計画について（協議）

資料3

（4）福岡湾におけるポンプを使用したアサリ採捕の禁止に係る委員会指示について（協議）

資料4

（5）一本釣りの集魚灯使用に係る委員会指示について（協議）

資料5

（6）第46回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）

資料6

（7）全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議について（報告）

資料7

（8）くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

資料8

（9）その他

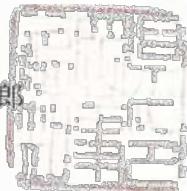
資料 1
(23期5回筑前漁業調査委)
(令和7年12月8日)

7水第1534号

令和7年12月3日

筑前海区漁業調整委員会会長
富重 信一様

福岡県知事 服部 誠太郎
(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について (諮問)

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第10項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、福岡県資源管理方針を案のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めるます。

6



令和7年12月8日
筑前海区漁業調整委員会資料

福岡県資源管理方針の一部改正について

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- 「まあなご福岡県海域（筑前海）」の別紙3への追加について
 - ・まあなごは主にかご漁業で漁獲され、筑前海区において重要な魚種であり、近年の漁獲量は横ばいで推移している。
 - ・このため、漁業法第14条第9項に基づき、県は資源管理方針について検討を行い、変更する必要があると考える。
 - ・そこで今回、まあなごの資源管理を行うため、福岡県資源管理方針に別紙3-12を追加したい。

表 2022年～2024年の筑前海区における魚種別漁獲量

魚種	漁獲量(t)				順位	方針に記載済
	令和4年	令和5年	令和6年	3ヶ年平均		
ブリ	2,285	2,607	2,359	2,417	1	○
マサバ	641	1,888	1,307	1,279	2	○
マダイ	1,198	1,222	1,114	1,178	3	○
マアジ	618	727	773	706	4	○
サワラ	620	468	511	533	5	○
マガキ	448	519	482	483	6	
イサキ	292	193	207	231	6	
マルアジ	266	100	320	229	7	
キダイ	213	234	186	211	8	
ゴマサバ	167	349	56	191	9	○
ケンサキイカ	193	199	140	178	10	○
チダイ	143	197	142	161	11	
ヒラマサ	249	74	155	159	12	
ウマヅラハギ	170	141	64	125	13	
イトヨリダイ	117	132	65	105	14	
コノシロ	125	68	112	102	15	
マアナゴ	117	101	85	101	16	
ウルメイワシ	145	87	69	100	17	○

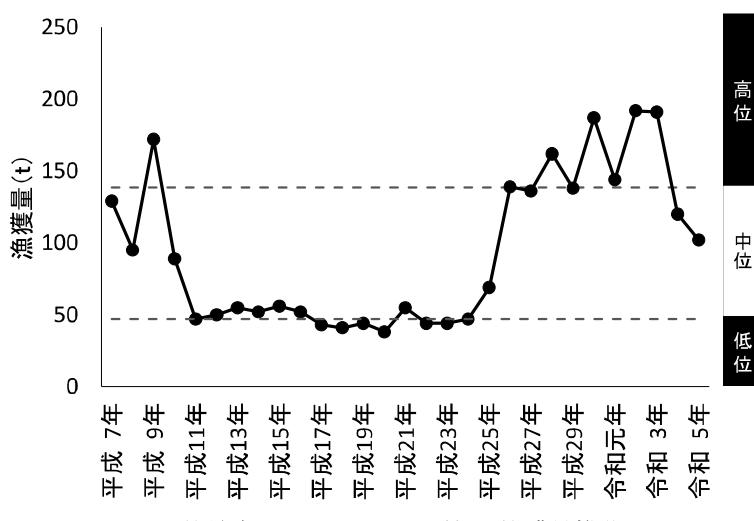


図 筑前海区におけるアナゴ類の漁獲量推移

福岡県資源管理方針

〔制定 令和2年12月1日〕
最終改正 令和7年〇〇月〇〇日

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の生産量で7.0万トン、生産額は295億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができるものとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-2 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群」から「別紙3-12 まあなご福岡県海域（筑前海）」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙3-12)

第1 水産資源

まあなご福岡県海域（筑前海）

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

改正案	現行方針
<p>福岡県資源管理方針 (制定 令和2年12月1日) <u>最終改正 令和7年〇月〇日</u></p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－11 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2－1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3－2 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群」から「<u>別紙3－12 まあなご福岡県海域 (筑前海)</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1－1)～(別紙1－11) (略) (別紙2－1) (略) (別紙3－1)～(別紙3－11) (略)</p> <p><u>(別紙3－12)</u> <u>第1 水産資源</u> <u>まあなご福岡県海域 (筑前海)</u> <u>第2 資源管理の方向性</u></p>	<p>福岡県資源管理方針 (制定 令和2年12月1日) <u>最終改正 令和7年10月21日</u></p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－11 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2－1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3－2 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群」から「<u>別紙3－11 がざみ福岡県海域 (有明海)</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1－1)～(別紙1－11) (略) (別紙2－1) (略) (別紙3－1)～(別紙3－11) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

※別紙2、別紙3については、文言の変更はないが、体裁の変更を行った。具体的には、句読点が行頭とならないように、1行当たりの文字数を調整していたが、句読点が行頭でもかまわないと整理。

一例：

●変更前

・・・公表するととも
に、当該協定に・・・

●変更後

・・・公表するとともに
、当該協定に・・・

資料 2
(23期5回筑前漁業調整委)
(令和7年12月8日)

7水第1440号

令和7年11月17日

筑前海区漁業調整委員会会长
富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について(請問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源の「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」に係る令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙の通り定めることについて、同条第2項の規程に基づき、貴委員会の意見を求める。



特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定について

水産振興課

【概要】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・今般、令和8年1月1日より令和8管理年度が開始される「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の知事管理漁獲可能量を定めることについて、法第16条第2項の規定*に基づき筑前海区漁業調整委員会に諮問を行うもの。

*法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとする（変更しようとする）ときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【知事管理漁獲可能量の設定について】

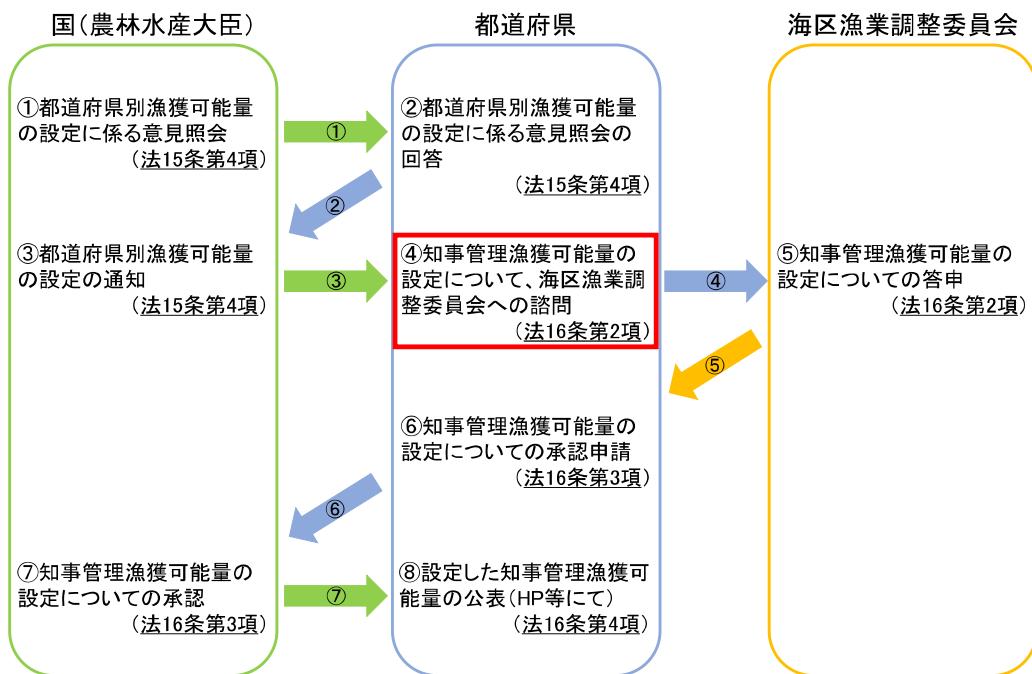
- ・「まあじ」については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県まあじ知事管理区分に配分することとしている。
- ・今回、本県に定められた「まあじ」の都道府県別漁獲可能量は「現行水準」であることから、福岡県まあじ知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定めたい。
- ・「まいわし対馬暖流系群」については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県まいわし知事管理区分に配分することとしている。
- ・今回、本県に定められた「まいわし対馬暖流系群」の都道府県別漁獲可能量は「現行水準」であることから、福岡県まいわし知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定めたい。
- ・「かたくちいわし対馬暖流系群」については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県かたくちいわし対馬暖流系群知事管理区分に配分することとしている。
- ・今回、本県に定められた「かたくちいわし対馬暖流系群」の都道府県別漁獲可能量は「15,000トンの内数」であることから、福岡県かたくちいわし対馬暖流系群知事管理区分に配分する数量を「15,000トンの内数」と定めたい。

- ・「うるめいわし対馬暖流系群」については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県うるめいわし知事管理区分に配分することとしている。
- ・今回、本県に定められた「うるめいわし対馬暖流系群」の都道府県別漁獲可能量は「58,000 トンの内数」であることから、福岡県うるめいわし知事管理区分に配分する数量を「58,000 トンの内数」と定めたい。
- ・「まだい日本海西部・東シナ海系群」については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県まだい知事管理区分に配分することとしている。
- ・今回、本県に定められた「まだい日本海西部・東シナ海系群」の都道府県別漁獲可能量は「6,730 トンの内数」であることから、福岡県まだい知事管理区分に配分する数量を「6,730 トンの内数」と定めたい。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	令和8管理年度	都道府県別漁獲可能量	知事管理漁獲可能量		備考
			知事管理区分	配分数量	
まあじ	1/1～12/31	現行水準 (目安数量 (1,056 トン))	<u>福岡県まあじ 知事管理区分</u>	<u>現行水準</u>	漁業法 16 条第 1 項に基づく知事管理漁獲可能量の設定
まいわし 対馬暖流系群	1/1～12/31	現行水準 (目安数量 (290 トン))	<u>福岡県まいわし 知事管理区分</u>	<u>現行水準</u>	漁業法 16 条第 1 項に基づく知事管理漁獲可能量の設定
かたくちいわし 対馬暖流系群	1/1～12/31	15,000 トン の内数	<u>福岡県かたくちいわし 対馬暖流系群 知事管理区分</u>	<u>15,000 トン の内数</u>	漁業法 16 条第 1 項に基づく知事管理漁獲可能量の設定
うるめいわし 対馬暖流系群	1/1～12/31	58,000 トン の内数	<u>福岡県うるめいわし 知事管理区分</u>	<u>58,000 トン の内数</u>	漁業法 16 条第 1 項に基づく知事管理漁獲可能量の設定
まだい 日本海西部・ 東シナ海系群	1/1～12/31	6,730 トン の内数	<u>福岡県まだい 知事管理区分</u>	<u>6,730 トン の内数</u>	漁業法 16 条第 1 項に基づく知事管理漁獲可能量の設定

【知事管理漁獲可能量の設定手続き】



【漁業法（一部抜粋）】

(農林水産大臣による漁獲可能量等の設定)

第十五条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

- 一 漁獲可能量
- 二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。）
- 三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量（以下この節及び第百二十五条第一項第四号において「大臣管理漁獲可能量」という。）

2～3 略

4 農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の意見を聴くものとする。
その数量を定めたときは、遅滞なく、これを当該都道府県知事に通知するものとする。

5～6 略

(知事管理漁獲可能量の設定)

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第百二十五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5～6 略

7水管第1960号
令和7年11月7日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.72%	1,056
まいわし太平洋系群			
まいわし対馬暖流系群	現行水準	0.08%	290
かたくちいわし対馬暖流系群	15,000トンの内数	—	
うるめいわし対馬暖流系群	58,000トンの内数	—	
かたくちいわし太平洋系群			
まだい日本海西部・東シナ海系群	6,730トンの内数	—	

資料 3
(23期5回筑前漁業調整委)
(令和7年12月8日)

7漁管第1899号
令和7年12月3日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長
(漁業調整係)



令和8年上期土石採取計画について(協議)

このことについて、令和7年11月28日付7港第1684号において、県
土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



令和8年上期土石採取計画について

令和8年上期土石採取計画量

単位:万m³

採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権漁場外												合計	
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西	遠賀沖		
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.00	6.00											12.00	12.00
			6.00	6.00											12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意 計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00						109.00	109.00
			8.00	4.00	2.60	6.40	4.40	6.60	8.00						40.00	40.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意 計画								0.40	2.40				7.20	10.00
									0.38	2.25				6.38	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意 計画							0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59	50.59
								0.93	0.93	21.00	20.00	3.73	46.59	46.59	46.59	
合計	0	同意 計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	3.33	22.50	22.50	10.93	181.59	181.59
			14.00	10.00	2.60	6.40	4.40	6.60	8.00	1.31	3.18	21.00	20.00	10.10	107.59	107.59

令和7年下期土石採取計画量

単位:万m³

採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権漁場外												合計	
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西	遠賀沖		
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.00	6.00											12.00	12.00
			6.00	6.00										12.00	12.00	
博多海砂採取 協業組合	0	同意 計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00						109.00	109.00
			8.50	6.50	3.80	8.00	5.20	8.00	10.00						50.00	50.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意 計画								0.40	3.30				6.30	10.00
									0.38	3.00				5.63	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意 計画							0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59	50.59
								0.93	0.93	21.00	20.00	3.73	46.59	46.59	46.59	
合計	0	同意 計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	4.23	22.50	22.50	10.03	181.59	181.59
			14.50	12.50	3.80	8.00	5.20	8.00	10.00	1.31	3.93	21.00	20.00	9.35	117.59	117.59

令和7年上期土石採取計画量

単位:万m³

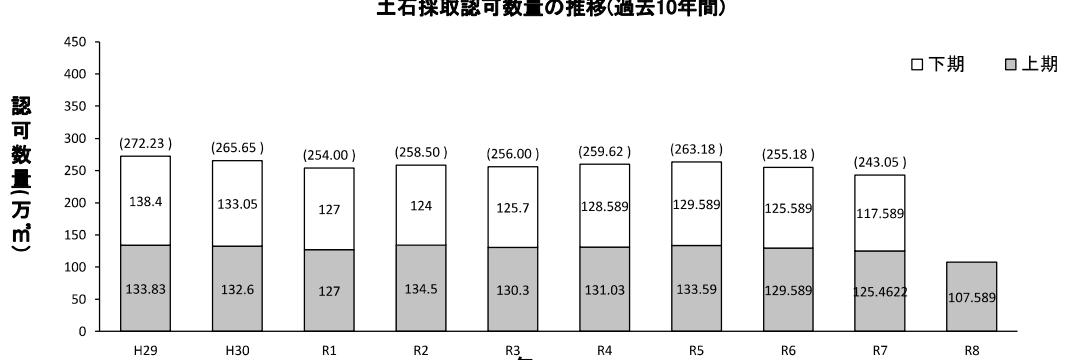
採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権漁場外												合計	
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西	遠賀沖		
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.00	6.00											12.00	12.00
			6.00	6.00										12.00	12.00	
博多海砂採取 協業組合	0	同意 計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00						109.00	109.00
			9.70	7.20	4.40	9.20	6.70	8.80	12.00						58.00	58.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意 計画								1.20	1.20				7.60	10.00
									1.13	1.13				6.75	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意 計画							0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59	50.59
								0.93	0.93	20.87	20.00	3.73	46.46	46.46	46.46	
合計	0	同意 計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	2.13	2.13	22.50	22.50	11.33	181.59	181.59
			15.70	13.20	4.40	9.20	6.70	8.80	12.00	2.06	2.06	20.87	20.00	10.48	125.46	125.46

令和6年下期土石採取計画量

単位:万m³

採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権漁場外												合計	
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西	遠賀沖		
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.00	6.00											12.00	12.00
			6.00	6.00										12.00	12.00	
博多海砂採取 協業組合	0	同意 計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00						109.00	109.00
			10.00	6.50	4.50	9.50	6.50	9.50	11.50						58.00	58.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意 計画								0.40	1.30				8.30	10.00
									0.38	1.13				7.50	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意 計画							0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59	50.59
								0.93	0.93	21.00	20.00	3.73	46.46	46.46	46.46	
合計	0	同意 計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	2.23	22.50	22.50	12.03	181.59	181.59
			16.00	12.50	4.50	9.50	6.50	8.50	12.00	2.06	2.06	21.00	20.00	11.23	125.59	125.59

土石採取認可数量の推移(過去10年間)



令和8年上期土石採取計画に係る関係漁業協同組合の同意状況

申請者		採取区域		糸島地区		福岡・柏屋地区		新宮相島漁協		宗像地区		遠賀地区		
		糸島漁協		福岡市漁協	博多湾漁業権管理委員会	福岡市漁協	新宮相島漁協	新宮相島漁協	宗像漁協	宗像漁協	宗像漁協	遠賀漁協	ひびき灘漁協	
唐津湾海区砂採取協同組合	小呂南西	●	●	●		●	●							北九州市漁協
	鳥帽子北	●	●											ひびき灘漁業代表者協議会
博多海砂採取協業組合	小呂南西	●	●	○		●	●							
	鳥帽子北	●	●	●		●	●	○						
	小呂南東	●	●	●		●	●	○						
	長間瀬北	●	●	●		○	●	●						
	栗ノ上	●	●	●		○	●	●						
	栗ノ上西	●	●	●		○	●	●						
	宗像			●		●	●	○						
玄洋海砂採取販売協同組合	柏原							●	●	●	●	○	○	
	岩屋							●	●	●	●	○	○	
	遠賀沖							●	●	●	●	○	○	
北九州砂採取販売協同組合	柏原							●	●	●	●	○	○	
	岩屋											●	●	
	白島											○	●	
	白島西											○	●	
	遠賀沖											●	●	

福岡湾におけるポンプを使用したアサリ採捕の禁止に係る委員会指示

【現行】

筑前海区漁業調整委員会指示第195号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、水産資源の繁殖保護を図るため、福岡湾（博多湾）内においてアサリを対象にポンプを使用する漁法に関し、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために当該漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和3年1月15日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

福岡市東区志賀島夫婦石崎鼻と福岡市西区今津大原津舟崎を結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域。

2 禁止事項

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法でアサリを採捕してはならない。

3 指示期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【更新案】

筑前海区漁業調整委員会指示第218号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のために当該漁法によりアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和 年 月 日（公報登載日）

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

福岡市東区志賀島夫婦石崎鼻と福岡市西区今津大原津舟崎を結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域。

2 指示の内容

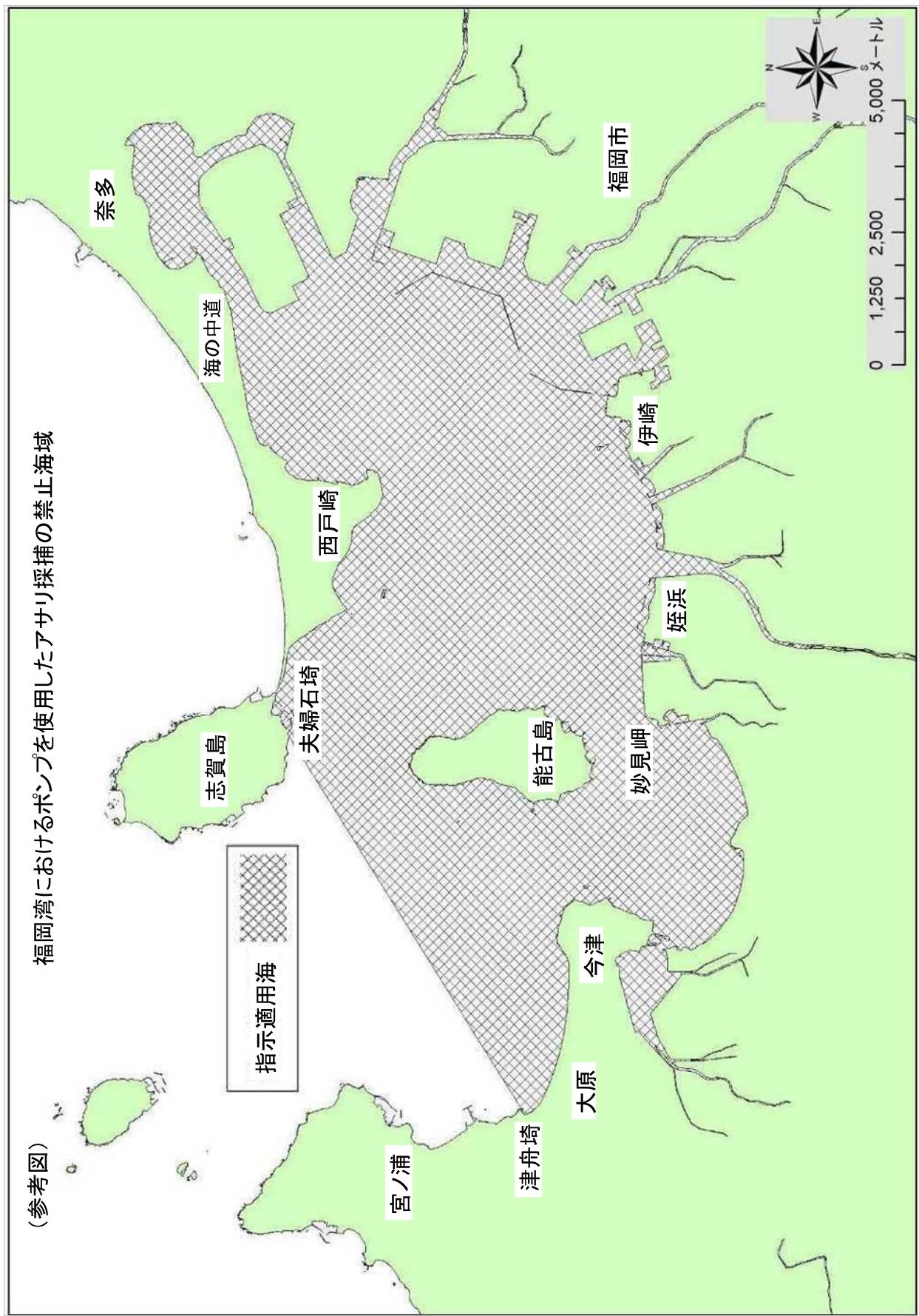
ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法でアサリを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(参考図)

福岡湾におけるポンプを使用したアサリ採捕の禁止海域



令和7年10月30日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡市漁業協同組合
代表理事組合長 藤野 秀司



陳 情 書

貴委員会におかれましては、平素より筑前海における沿岸漁業の振興にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、当漁協が免許を受けている筑共第8号共同漁業権漁場内にはアサリの好漁場があり、共同漁業権魚種としてアサリの資源管理と増殖に努めてきたところです。また、共同漁業権漁場より湾奥の海域にもアサリが生息し、産卵母貝として湾内のアサリ資源にとって重要な役割を果たしていると考えております。

このようななか、かつて福岡湾において、ポンプを使った効率的な漁法によって地域外漁業者がアサリを大漁に漁獲する事例が発生しました。

当漁協組合員以外による漁業権漁場内でのアサリの採捕は漁業権の侵害であることはもとより、福岡湾内においてこのような効率的な漁法でアサリを大漁に漁獲することは、湾内のアサリ資源の存続を危うくするものであり、決して行うべきではないと考えております。

つきましては、福岡湾内におけるアサリ資源保護のため、ポンプを使用した漁具の制限について特段のご配慮を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。



一本釣りの集魚灯使用に係る委員会指示

【現行】

筑前海区漁業調整委員会指示第214号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

令和7年2月7日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の対象

一本釣りを行う船舶

2 指示の適用海域

(1) A海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島鳥帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島臼島灯台

(2) B海域

A海域を除く海域。

3 指示の内容

集魚灯に使用するLED灯については、LED灯の消費電力に5を乗じた値を「LED取扱電力」とする。

(1) A海域において、LED灯を使用して一本釣りを行う船舶の集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が10キロワットを超えてはならない。

(2) B海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内とする。

ウ 放電灯装着用ソケット数は15個から、LED取扱電力（キロワット換算値）を3で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B海域において、点灯できる集魚灯は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が4.5キロワット以内とする。

4 指示の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

【更新案】

筑前海区漁業調整委員会指示第219号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りの集魚灯使用に関する漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のために集魚灯を使用する場合は、この限りではない。

令和7年 月 日（公報登載日）

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の対象

集魚灯を使用して一本釣りを行う船舶

2 指示の適用海域

(1) A海域（福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第40条により、集魚灯の電気設備が10キロワット以内に制限された海域）

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南、並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島鳥帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の筑前海区海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島臼島灯台

(2) B海域

A海域を除く筑前海区海域。

3 指示の内容

A海域及びB海域における集魚灯の電気設備について、次のとおり制限する。なお、集魚灯にLED灯を一部、あるいは全部使用する場合は、LED灯の消費電力に5を乗じた値（単位はキロワットとする。以下「換算電力」という。）を消費電力の計算に用いるものとする。

(1) A海域

集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED灯の換算電力の合計が10キロワット以内

(2) B海域（福岡県の小型いかつり漁業の許可を有する船舶には、イ及びエは適用しない。）

ア 同時に使用できる集魚灯は、電球の消費電力とLED灯の換算電力の合計が4.5キロワット以内

イ 放電灯1個の消費電力は、3キロワット以内

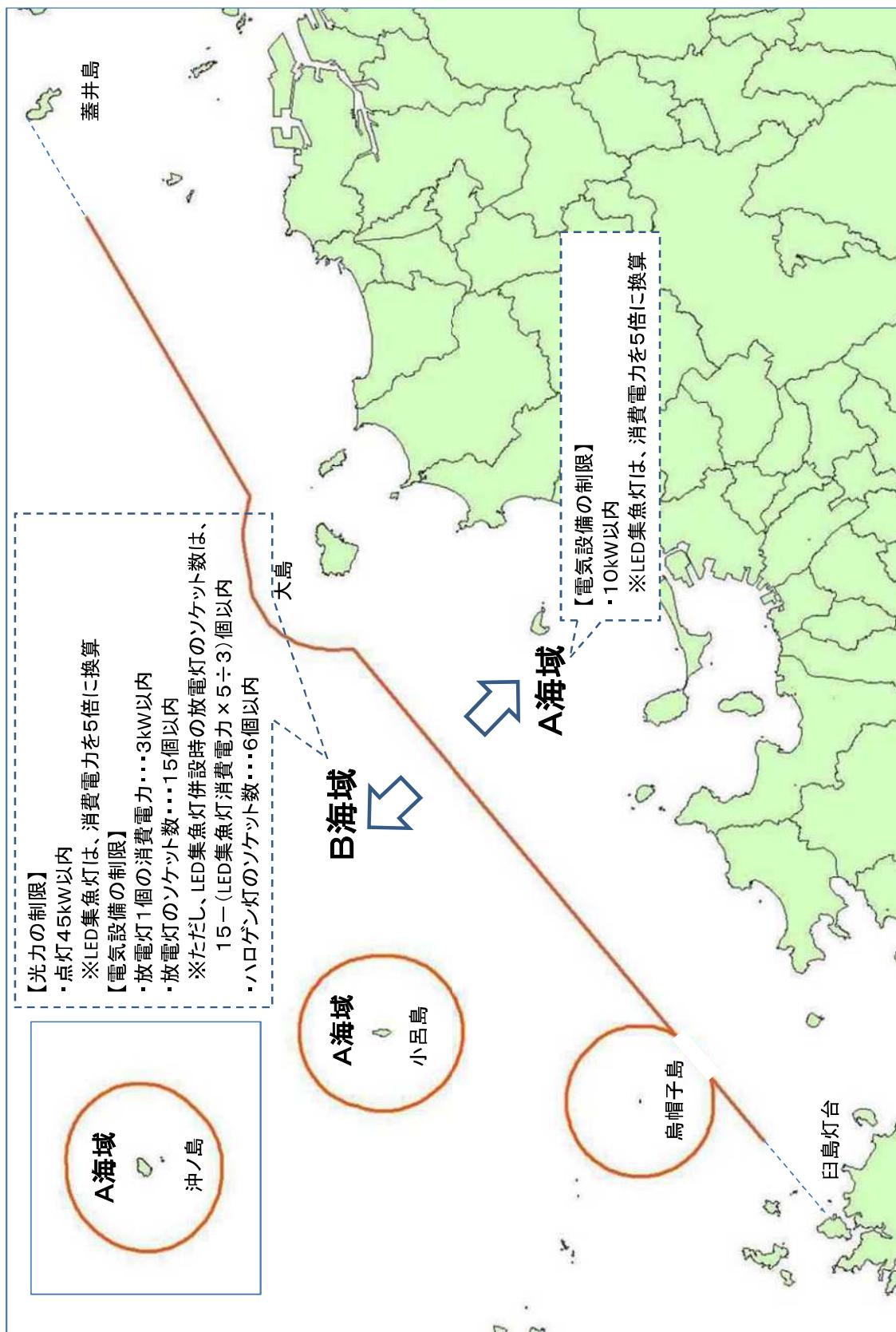
ウ 放電灯装着用ソケット数は、15個以内。なお、LED灯を使用する場合は、LED灯の換算電力を3で除した値（小数点以下は切り上げる。）を15から引いた個数以内

エ ハロゲン灯装着用ソケット数は、6個以内

4 指示の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

指示の適用海域図

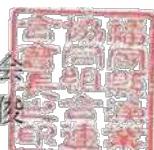


令和7年11月4日

光力規制及びLED集魚灯の規制に関する要望書

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一様

福岡県漁業協同組合連合会
代表理事長 佐藤 政俊



日頃より筑前海沿岸漁業の振興につきましては、多大なるご尽力を賜るとともに、当会に関しても格段の御指導、御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、筑前海における一本釣りについては、集魚灯の消費電力やソケット数を規制する貴委員会指示により、我々漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避が図られてまいりました。

さらに近年では、省エネルギーに優れたLED集魚灯に対する関心が高まってきていたことから、LED集魚灯については、消費電力に5を乗じた値を取扱電力とすること等を新たに追加した委員会指示を発出して頂きました。そのことにより、現在も以前と変わらず操業秩序の維持等を図ることが出来ている次第でございます。

現在の指示は今年度までとなっておりますが、当会と致しましても今後も漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避のため、引き続き委員会指示発出について特段の御配慮を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。



令和7年11月4日

光力規制及びLED集魚灯の規制に関する要望書

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県筑前海釣漁業協議会
会長 松田 武治



日頃より筑前海沿岸漁業の振興につきましては、多大なるご尽力を賜るとともに、当協議会に関しても格段の御指導、御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、筑前海における一本釣りについては、集魚灯の消費電力やソケット数を規制する貴委員会指示により、我々漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避が図られてまいりました。

さらに近年では、省エネルギーに優れたLED集魚灯に対する関心が高まってきていたことから、LED集魚灯については、消費電力に5を乗じた値を取扱電力とすること等を新たに追加した委員会指示を発出して頂きました。そのことにより、現在も以前と変わらず操業秩序の維持等を図ることが出来ている次第でございます。

現在の指示は今年度までとなっておりますが、当協議会と致しましても今後も漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避のため、引き続き委員会指示発出について特段の御配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



日本海・九州西広域漁業調整委員会第38回九州西部会 議 事 次 第

1 日 時：令和7年12月1日（月）10：30 から

2 場 所：AP 東京八重洲 7階 P+Q ルーム

（東京都中央区京橋1-10-7 KPP 八重洲ビル）

※Webex を活用したウェブ会議との併催

3 議 事

（1）部会長職務代理者の互選について

（2）広域資源の管理について

① 九州・山口北西海域トラフグ

② 有明海ガザミ

③ 南西諸島海域マチ類

（3）その他

日本海・九州西広域漁業調整委員会九州西部会 委員名簿

任 期：4年 大臣選任委員：2022年6月1日～2026年5月31日

都道県互選委員：2025年10月1日～2029年9月30日

区分	氏名	現職
県互選	山口県 仁保 宣誠	山口県日本海海区漁業調整委員会委員
	福岡県 富重 信一	筑前海区漁業調整委員会会長
	佐賀県 伊藤 史郎	松浦海区漁業調整委員会委員
	長崎県 大久保 照享	長崎県北部海区漁業調整委員会委員
	熊本県 山田 雅章	天草不知火海区漁業調整委員会委員
	鹿児島 阿久根 金也	鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長
	沖縄県 藤田 喜久	沖縄海区漁業調整委員会委員
大臣選任	漁業者代表	岩田 祐二 山陰旋網漁業協同組合 顧問
		本川 貴広 大栄水産株式会社 代表取締役社長
		佐藤 みゆき 株式会社タカスイ 総務部長
		宮本 洋平 山口県以東機船底曳網漁業協同組合 代表理事組合長
	学識経験	波積 真理 熊本学園大学商学部 教授
		田中 栄次▲ 東京海洋大学 名誉教授
		合瀬 宏毅 アグリフューチャージャパン理事長

※ ▲は部会長
(令和7年12月現在)

第 46 回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和 7 年 12 月 2 日（火） 13:00～
場 所：AP 東京八重洲 13 階 A+B ルーム
(東京都中央区京橋 1-10-7 KPP 八重洲ビル)

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- (1) 委員の改選に伴う対応について
 - ① 会長職務代理者の互選について
 - ② 部会に属すべき委員の指名について
- (2) 令和 7 年度のくろまぐろ遊漁に関する管理について
- (3) 太平洋くろまぐろの遊漁に係る届出制に関する委員会指示及び採捕に関する委員会指示の一部改正について
- (4) 沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る対応について
- (5) 広域資源の管理について
 - ① 部会における取組
 - ② トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群
 - ③ 日本海沖合におけるベニズワイガニ
- (6) その他
 - ① T A C 資源拡大に向けた検討状況について
 - ② 令和 8 年度資源管理関係予算について
 - ③ 広調委の今後の役割等について
 - ④ その他

4 閉 会

日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：29人（大臣選任10人、道府県互選19人）

任 期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年6月1日～2026年5月31日

道府県互選委員（第7期）：2025年10月1日～2029年9月30日

区分	氏名	現職
道府県互選	北海道 工藤 幸博	檜山海区漁業調整委員会 会長
	青森県 立石 政男	青森県西部海区漁業調整委員会会長代理
	秋田県 大竹 敦	秋田海区漁業調整委員会会長代理
	山形県 加藤 栄	山形海区漁業調整委員会会長
	新潟県 土屋 貞男	新潟海区漁業調整委員会会長
	富山県 網谷 繁彦	富山海区漁業調整委員会会長
	石川県 勝木 省司	石川海区漁業調整委員会会長
	福井県 浦谷 俊晴	福井海区漁業調整委員会委員
	京都府 倉 幹夫	京都海区漁業調整委員会委員
	兵庫県 川越 一男	但馬海区漁業調整委員会会長
	鳥取県 山根 慎司	鳥取海区漁業調整委員会委員
	島根県 永松 正則	島根海区漁業調整委員会会長
	山口県 仁保 宣誠	山口県日本海海区漁業調整委員会委員
	福岡県 富重 信一	筑前海区漁業調整委員会会長
	佐賀県 伊藤 史郎	松浦海区漁業調整委員会委員
	長崎県 大久保 照享	長崎県北部海区漁業調整委員会委員
	熊本県 山田 雅章	天草不知火海区漁業調整委員会委員
	鹿児島 阿久根 金也	鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長
	沖縄県 藤田 喜久	沖縄海区漁業調整委員会委員
大臣選任	漁業者代表	岩田 祐二
		山陰旋網漁業協同組合 顧問
		本川 貴広
		大栄水産株式会社 代表取締役社長
		佐藤 みゆき
		株式会社タカスイ 総務部長
		伊藤 保夫
		小樽機船漁業協同組合代表理事組合長
	吉岡 力男	兵庫県機船底曳網漁業協会 理事
	宮本 洋平	山口県以東機船底曳網漁業協同組合 代表理事組合長
	山内 得信	那覇地区漁業協同組合 代表理事組合長
	学識経験	波積 真理
		熊本学園大学商学部 教授
		田中 栄次▲
	合瀬 宏毅	東京海洋大学 名誉教授
		アグリフューチャージャパン理事長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

I. 遊漁によるくろまぐろの管理について

釣り（遊漁）に関する規制（ルール）

- 令和3年度から遊漁による採捕に関する規制を導入。
- 令和7年度の採捕（釣り）に関する規制（ルール）は以下のとおり。

- (1) 小型魚（30kg未満）の採捕禁止。意図せず採捕した場合は直ちに放流。
- (2) 大型魚（30kg以上）の保持は1人毎月1尾まで。それ以上採捕した場合は直ちに放流。
- (3) 大型魚（30kg以上）を採捕した場合は、陸揚げした日から1日（翌日）以内に水産庁へ以下の情報を報告。
 - ・採捕者情報：氏名、住所、電話番号、メールアドレス、本人確認書類（運転免許証等の提出）
 - ・採捕したクロマグロ情報：尾数、重量、計量方法、尾さ長（及び写真添付）、陸揚げ日・場所
採捕海域、遊漁船の船名・登録都道府県・番号（遊漁船以外を利用した場合は船舶番号又は船舶検査済票の番号）
- (4) 資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定めて採捕を禁止（※）。

※ 採捕禁止の運用について
・年間の採捕数量を60トン程度とし、これを毎月5トン（9月から3トン）で均等配分し、各月の採捕上限として設定。
・各月において報告される採捕数量の積み上がり状況を見て、毎月の採捕上限を超えるおそれがある場合、広域漁業調整委員会が公示した日から当該月の末日までの期間を採捕禁止。

- (5) 委員会指示の有効期間：2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）



【目的】
くろまぐろ遊漁の全体像を把握するため

New !

令和8年4月1日から 届出制の導入

- 届出の種類は3つ。
 - ① 釣り人（遊漁者）
 - ② 遊漁船業者
 - ③ プレジャーポート等の遊漁船以外の船舶を運航する人

1

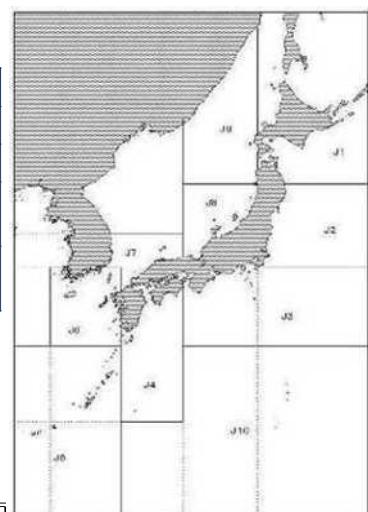
II. 令和7年度における採捕状況について（4月～10月）

- 令和7年度は、毎月5トンで管理を行うこととしたところ。
- 6月及び7月において、予想以上に採捕数量が積み上がり、8月時点で採捕数量は38.8トン。
- 今年度、採捕数量は60トン内で管理する必要。
 - ・ 9月以降の管理方法を検討するため、「くろまぐろ遊漁専門部会」を開催。
 - ・ 専門部会における議論の結果、令和7年9月から令和8年3月までの遊漁におけるくろまぐろ（大型魚）の採捕については、各月の採捕上限を3.0トンとすることが決定。

【4月から10月までの採捕実績】

時期	4月	5月	6月	7月	8月	
採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	
採捕数量	6.2トン	4.4トン	12.6トン	12.8トン	2.8トン	
採捕禁止期間	4月9日～4月30日	5月14日～5月31日	6月5日～6月30日	7月4日～7月31日	8月4日～8月31日	
主な採捕海域	J3海域		J6、J7、J8海域		J1、J8海域	
時期	9月	10月	11月			
採捕上限	3トン	3トン	3トン			
採捕数量	0.8トン	2.2トン	1.6トン			
採捕禁止期間	—	—	—			
主な採捕海域	J1海域	J1海域	J1、J2海域			

令和7年11月27日（木）時点までの採捕実績：43.4トン



2

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 82 号（案）の概要

1. 届出

（1）遊漁者

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間中（以下「管理期間」という。）において、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、以下の内容について、当該期間において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする日の 1 営業日前までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名、住所、電話番号及びメールアドレス

イ その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

（2）遊漁船業者

管理期間中において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、以下の内容について、令和 8 年 1 月 1 日から同年 3 月 20 日までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及びメールアドレス

イ 船名

ウ 遊漁船登録番号

エ 入出港しようとする場所

オ その他委員会会長が別に定める事項

※ 委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中に最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに委員会に届け出なければならない。

（3）遊漁船以外の船舶を運航する者

管理期間中において、遊漁船以外の船舶を運航してくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、以下の内容について、令和 8 年 1 月 1 日から同年 3 月 20 日までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及びメールアドレス

イ 船名

ウ 船舶番号又は船舶検査済票の番号

エ 入出港しようとする場所

オ その他委員会会長が別に定める事項

※ 委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中に最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに委員会に届け出なければならない。

(4) 届出事項の変更

(1) から (3) までの規定による届出をした者は、届出した事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

(5) 届出番号の交付

委員会は、(1) から (3) までの届出を受け付けた際には、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。

2. 指示の有効期間

令和8年1月1日から令和9年3月31日までとする。

届出制の概要

資料2-6

届出対象	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする 全ての遊漁者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする ① 自ら漁場に赴こうとする ② 全ての遊漁船以外の船舶（フレジャーポート等）運航者
	【必須項目】 ○ 氏名 ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス	○ 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 遊漁船登録番号 ○ 入出港する予定の場所
	【任意項目】 ○ 利用する予定の船舶に関する情報 (遊漁船を利用する場合) ・遊漁船登録都道府県 ・遊漁船登録番号 ・船名 (遊漁船以外の船舶を利用する場合) ・船舶番号又は船舶検査済票の番号 ・船名 (カヤック、SUP等を利用する場合) ○ 入出港する予定の場所 ・都道府県名 ・漁港又は港湾の名称 ○ 予定しているくろまぐろの釣りの方法 ・ルアー釣り ・餌釣り ・その他方法（具体的に記載）	○ 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ○ 入出港する予定の場所
届出内容	令和8年1月1日（木）から 最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の1営業日前まで	令和8年1月1日（木）から令和8年3月20日（金）まで
届出期間	・採捕しようとする海域ごと ・LINE（令和8年1月1日から稼動予定）	・案内し又は赴こうとする海域ごと ・案内し又は赴こうとする船舶ごと
届出単位	インターネット	・案内し又は赴こうとする海域ごと ・案内し又は赴こうとする船舶ごと
届出方法	・メール等	
届出をしなかった場合	農林水産大臣から裏付命令を発出	
その他注意事項	遊漁船以外の船舶を使用して自らくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする者は「遊漁者」と「遊漁船以外の船舶運航者」の両方の届出が必要	

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）①

これまで

自由漁業（曳き縄漁業等）に届出制を導入
漁獲実績報告の義務化
(平成23年4月から順次実施)

沿岸くろまぐろ漁業の実態把握

(漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、
トン数階層等)

日本海・九州西広域漁業調整委員会

広域漁業調整委員会
の海域区分

太平洋広域漁業
調整委員会

平成26年4月1日以降

- 届出制から承認制へ移行
- 広域漁業調整委員会の指示に基づき隻数制限を導入
- 平成27年1月 更新1回目
- 平成29年1月 更新2回目
- 平成30年7月 更新3回目
- 令和2年7月 期間延長
- 令和3年4月 更新4回目
- 令和5年4月 更新5回目
- 令和7年4月 更新6回目
増枠を踏まえ、漁獲機会の付与が可能な場合に限り新規承認を発出

沿岸くろまぐろ漁業の管理体制の強化



瀬戸内海広域漁業調整委員会

瀬戸内海広域漁業調整委員会

都道府県	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4	-H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4		
北海道	969	963	844	835	832	1,855	石川県	1,027	985	298	289	296	275	山口県	1,816	1,647	1,119	1,059	965	922
青森県	2,068	1,938	1,723	1,641	1,618	2,155	福井県	304	282	288	250	246	241	徳島県	492	476	417	417	417	476
岩手県	119	99	0	8	10	22	静岡県	1,025	1,011	957	944	936	999	香川県	0	0	0	0	0	0
宮城県	33	31	9	21	21	41	愛知県	1	1	1	0	0	0	愛媛県	90	90	36	36	33	41
秋田県	175	174	131	131	131	164	三重県	1,077	990	877	838	806	793	高知県	2,949	2,692	2,142	1,802	1,715	1,684
山形県	150	150	142	138	138	137	京都府	264	264	264	247	246	255	福岡県	668	556	534	521	515	507
福島県	719	74	703	627	405	444	大阪府	11	11	6	6	6	6	佐賀県	46	45	45	45	45	101
茨城県	367	347	314	298	291	252	長崎県	253	251	249	248	246	253	熊本県	2,553	2,553	2,457	2,455	2,453	2,554
千葉県	580	545	445	445	445	451	和歌山県	1,897	1,733	1,207	1,191	1,179	1,357	熊本県	134	114	59	58	59	63
東京都	526	55	444	431	418	420	鳥取県	851	580	56	56	56	227	大分県	146	139	28	21	21	184
神奈川県	323	297	271	265	259	278	島根県	1,054	1,002	960	957	957	1,015	宮崎県	659	558	567	558	548	546
新潟県	166	164	57	57	57	57	岡山県	0	0	0	0	0	0	鹿児島県	519	467	335	332	316	362
富山県	270	262	172	170	170	182	広島県	1	1	1	0	0	0	沖縄県	4	4	4	1	1	1
												合計	24,086	22,511	18,147	17,408	16,878	19,661		

※対象漁業、提出書類は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）②

沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について（令和7年4月時点）

都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計					
	日本海・ 九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・ 九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・ 九州西	太平洋	瀬戸内海						
北海道	424	1,271		1,695	石川県	276			276	山口県	922				922				
青森県	1,023	1,132		2,155	福井県	244			244	徳島県	9	356	111	476					
岩手県		22		22	静岡県		999		999	香川県				0					
宮城県		41		41	愛知県				0	愛媛県			41		41				
秋田県	164			164	三重県		798		798	高知県	105	1,589			1,694				
山形県	137			137	京都府	255			255	福岡県	507				507				
福島県		444		444	大阪府			6	6	佐賀県	101				101				
茨城県		292		292	兵庫県	250	2	301	553	長崎県	2,554				2,554				
千葉県	451			451	和歌山県	66	756	535	1,357	熊本県	63				63				
東京都		420		420	鳥取県	227			227	大分県	25	139			164				
神奈川県		278		278	島根県	1,015			1,015	宮崎県	53	493			546				
新潟県	208	1		209	岡山県				0	鹿児島県	359	3			362				
富山県	192			192	広島県				0	沖縄県		1			1				
												合計	9,179	9,529	953	19,661			

一斉更新後の各広域漁業調整委員会管轄別の沿岸くろまぐろ漁業承認数（令和7年4月時点）は以下のとおり

- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会 : 9,179
- ・太平洋広域漁業調整委員会 : 9,529
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会 : 953



トラフグ (日本海・東シナ海・瀬戸内海系群) ①

トラフグは主に日本沿岸、東シナ海、黄海に分布し、このうち本系群は日本海・東シナ海・瀬戸内海を中心に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。本海域では人工種苗放流が1977年以降実施されている。



図1 分布域

秋田県から鹿児島県にかけての日本海・東シナ海沿岸、豊後水道および瀬戸内海、有明海などの内海、内湾域に生息し、中国・韓国などの東シナ海沿岸域にも分布する。

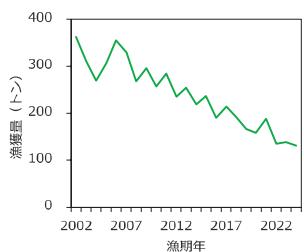


図2 漁獲量の推移

漁獲量は、2002年漁期の363トン以降、減少傾向を示しており、2024年漁期の漁獲量は、過去最低の131トンであった。

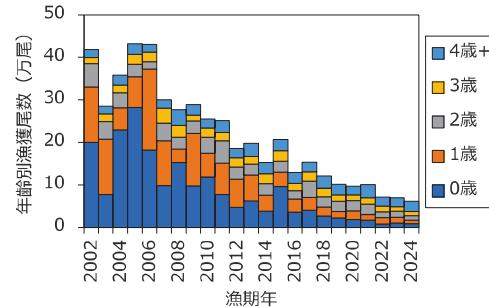


図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲物の年齢構成は、近年になるに従い、若齢魚の割合が低下しており、2024年漁期においては、4歳魚以上の漁獲尾数が最も多かった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

トラフグ (日本海・東シナ海・瀬戸内海系群) ②

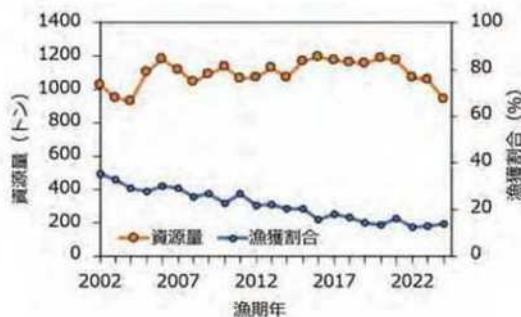


図4 資源量と漁獲割合の推移

資源量は2002年漁期以降、1,000～1,200トン付近で緩やかに変動していたが、2021年漁期以降は減少傾向を示しており、2024年漁期は941トンであった。漁獲割合は2002年漁期以降、緩やかな減少傾向を示しており、2024年漁期は14%であった。

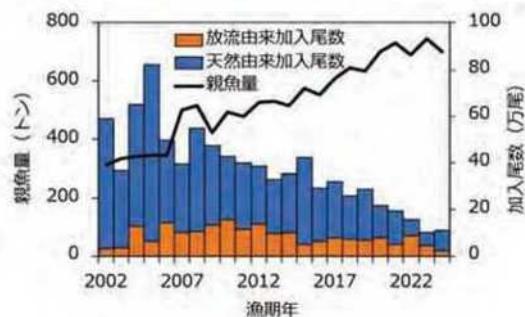


図5 加入量と親魚量の推移

加入量（0歳魚の資源尾数）は、2005年漁期の82.0万尾をピークに減少傾向を示しており、2024年漁期は11.3万尾であった。このうち、天然由来の加入量は、2005年漁期に最多の75.4万尾となって以降、減少傾向を示しており、2024年漁期は8.8万尾であった。一方、放流由来の加入量は、2002年漁期以降、2～16万尾の間で推移しており、2024年漁期は2.5万尾であった。親魚量は、2002年漁期以降、増加傾向を示しており、2024年漁期は702トンであった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

水産資源ごとの検討状況（令和7年10月現在）

資料6-1

水産資源	資源管理手法 検討部会	7月-秋ホルダーハッ合			備考
		第1回	第2回	第3回	
カタクチイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	令和5年3月7日	令和6年4月24日	令和7年1月からTAC管理開始
カタクチイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年1月16日		令和6年1月からTAC管理開始
カタクチイワシ瀬戸内海系群	令和4年11月21日	令和5年5月30日	令和5年12月15日	令和6年5月28日	令和7年1月からTAC管理開始
ブリ	令和4年7月11日	令和5年10月11日	令和6年3月19日		令和7年4月からTAC管理開始
ウツメイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日		令和6年1月からTAC管理開始
ウツメイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日			今後開催
マダラ本州太平洋北部系群	令和4年3月17日	令和5年3月23日	令和6年7月7日		令和6年7月からTAC管理開始
マダラ本州日本海北部系群	令和4年2月25日	令和5年3月9日	令和6年7月4日		令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道太平洋	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日		令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道日本海	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日		令和6年7月からTAC管理開始
ソリ(チ)日本海南西部系群	令和4年2月25日				今後開催
ムジガレイ日本海南西部系群	令和4年2月25日				今後開催
ヤナギムジガレイ太平洋北部	令和4年3月17日				今後開催
サメガレイ太平洋北部	令和4年3月17日				今後開催
アカガレイ日本海系群	令和5年5月22日				今後開催
ソリ(チ)北海道北部系群	令和5年8月7日				今後開催
マカレイ北海道北部系群	令和5年8月7日				今後開催
ホウケン道北系群					今後開催
マレラジ日本海西・東シナ海系群	令和4年12月20日				今後開催
ムロアジ類東シナ海	令和4年12月20日				今後開催
サワラ瀬戸内海系群	令和5年6月12日				今後開催
サワラ日本海・東シナ海系群	令和5年7月21日				今後開催
イカナコ瀬戸内海東部系群	令和5年5月22日				今後開催
マダラ瀬戸内海中・西部系群	令和4年4月21日				今後開催
マダイ日本海西部・東シナ海系群	令和4年4月21日	令和5年5月16日	令和6年3月5日		今後開催
マダラ瀬戸内海東部系群	令和5年6月12日				今後開催
ベニズワイガニ日本海系群(知事許可水域)	令和5年5月22日	令和7年1月20日	令和7年3月24日		今後開催
ベニズワイガニ日本海系群(大臣許可水域)		令和7年2月12日	令和7年3月19日		今後開催
ヒラメ瀬戸内海系群	令和4年2月8日				今後開催
ヒラメ太平洋北部系群	令和5年4月24日				今後開催
ヒラメ日本海北部系群	令和5年3月17日				今後開催
ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群	令和5年3月17日				今後開催
トカラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	令和5年7月21日	令和7年7月29日			今後開催
トカラフグ伊勢志摩・三河湾系群	令和5年7月21日				今後開催
キンメダイ太平洋系群	令和4年12月20日				今後開催
ニギス日本海系群	令和4年2月25日				今後開催

全国海区漁業調整委員会連合会 九州ブロック会議 次第

〔開催期日 令和7年10月30日（木）午後2時30分から午後5時まで
開催場所 大分センチュリーホテル 2階「桜の間」〕

【参加範囲】

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック各海区漁業調整委員会（会長、事務局）
- (2) 水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室、水産庁九州漁業調整事務所、
内閣府沖縄総合事務局農林水産部林務水産課
- (3) 大分海区漁業調整委員会（会長、委員、事務局）、大分県農林水産部漁業管理課

1. 開会

司会：事務局長 平川 千修

2. 挨拶

- ① 主催者挨拶 全国海区漁業調整委員会連合会 副会長 半田 亮司（福岡県連合）
- ② 開催地挨拶 大分海区漁業調整委員会 会長 阿部 貴史（地元海区）
- ③ 来賓挨拶 水産庁管理調整課 課長補佐 土方 教義
- ④ 地元県挨拶 大分県農林水産部水産担当審議監 大塚 猛
- ⑤ 来賓紹介

3. 議長選出

大分海区漁業調整委員会 会長 阿部 貴史

4. 議事録署名人選出（前回、次回の幹事県）

- ・福岡県連合海区
- ・鹿児島県連合海区

5. 議事

第1号議案 令和8年度要望事項について

第2号議案 次期開催海区について

- ・鹿児島県連合海区

6. その他

7. 閉会

令和8年度 要望事項一覧

No.	要 望 事 項	提出県	継続・ 新規	可否
1	海区漁業調整委員会制度について	長崎	継続	可決
2	海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について	熊本	継続	可決
3	海区漁業調整委員会委員及び事務局職員の資質向上について	大分	継続	可決
4	違法操業の取締強化に向けた対応について	沖縄	継続	可決
5	クロマグロ資源の適正評価及び零細漁業者の経営支援について	佐賀	継続	可決
6	太平洋クロマグロの資源管理の推進について	長崎	継続	可決
7	太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について	宮崎	継続	可決
8	太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について	鹿児島	継続	可決
9	太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について	沖縄	継続	可決
10	大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	福岡	継続	可決
11	大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業へ向けた指導の強化について	熊本	継続	可決
12	大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について	鹿児島	継続	可決
13	沿岸漁業と沖合漁業（大臣許可漁業）との調整について	長崎	継続	可決
14	新たな資源管理措置について	福岡	継続	可決
15	新たな資源管理の推進について	長崎	継続	可決
16	日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について	長崎	継続	可決
17	日台漁業取決めの見直しについて	沖縄	継続	可決
18	我が国EEZ内における韓国漁船の操業禁止及び取締強化について	福岡	継続	可決
19	日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について	鹿児島	継続	可決
20	日中漁業協定の見直しについて	沖縄	継続	可決
21	日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について	長崎	継続	可決
22	東シナ海における漁船の安全操業確保について	熊本	継続	可決
23	遊漁者への安全啓発活動の強化について	長崎	新規	可決
24	ミニボートによる危険行為の防止について	佐賀	継続	可決
25	ミニボート及びSUPによる海難事故の防止について	熊本	継続	可決

くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

背景

令和7年2月28日付で筑前海区漁業調整委員会から適当である旨の答申をいただいた、「特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱」に基づき、令和7管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について報告するもの。

変更内容

大中型まき網漁業大型魚と本県小型魚の交換（令和7年11月18日告示）

- ・令和7年10月から大型魚の採捕を再開（残り7.3トン）。
- ・令和7年9月16日にクロマグロ部会で「小型魚と大型魚の交換を実施し、増枠したい」との要望あり。
- ・このため、水産庁の融通要望調査に要望書を提出し、大中型まき網漁業大型魚の枠と本県小型魚の枠で3.5トンの交換が整ったため、知事管理漁獲可能量の変更を行ったもの。

福岡県知事管理漁獲可能量

	変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	21.1トン	17.6トン
くろまぐろ（大型魚）	50.5トン	54.0トン